

「施設利用会員証」を発行します

県内の対象施設

【優待内容】 社会保険協会会員事業所の特典割引等サービスが受けられます。

【利用方法】 「施設利用会員証」を施設に提示してください。

【利用対象者】 当協会会員事業所の被保険者とその被扶養者

【優待内容】 利用料金から一定額を割引、一般料金から一定割合を割引など施設によって異なります。

【利用方法】 直接、各施設に電話等で予約し、その際、「滋賀県社会保険協会の会員である」旨を伝えてください。利用当日は「施設利用会員証」を施設に提示してください。



全国の対象施設



施設利用会員証:名刺サイズ

- 湯快リゾート
- 船員保険会運営の4施設
- ホテル法華クラブグループの17施設
- 高輪・品川プリンスホテルグループの4施設
- プリンスホテル優待プラン
- 関西サイクルスポーツセンター

詳しくは、(一財)滋賀県社会保険協会ホームページをご確認ください。

お申し込み・お問い合わせ先

〒520-0802 大津市馬場 3-2-25 ワカヤマビル 3F

一般財団法人 滋賀県社会保険協会

(TEL) **077-522-3458** (FAX) **077-522-3424**

ご希望の方は、下記申込書にご記入のうえ、(一財)滋賀県社会保険協会まで返信用封筒(必ず82円切手を貼ったもの)を同封のうえ、**郵送**にてお申込みください(拡大コピー可)。

施設利用会員証申込書

ご希望枚数	枚	担当者名
事業所所在地 (〒 -)		
事業所名		
		☎ 電話番号 - -